

令和2年度決算に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

海田町監査委員

海監査第 20 号

令和3年8月25日

海田町長 西 田 祐 三 様

海田町監査委員 永 海 房 雄

同 大高下 光 信

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査をしたので次のとおり意見を提出する。

令和２年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１ 審査の対象

- １ 令和２年度決算に基づく健全化判断比率
- ２ 令和２年度決算に基づく資金不足比率
- ３ １及び２の算定の基礎となる事項を記載した書類

第２ 審査の期日

令和３年８月２０日

第３ 審査の方法

審査は、町長から審査に付された令和２年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠して作成されているか、関係諸帳簿及び証書類等と照合審査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして実施した。

第４ 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確に作成されているものと認めた。

なお、審査の概要及び審査意見は次のとおりである。

1 健全化判断比率

健全化判断比率は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのもので、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率で示され、海田町における比率は次のとおりである。

4つの指標のいずれかが早期健全化基準以上である場合、財政健全化団体となり、財政早期健全化の手続きがとられることになる。

第1表 健全化判断比率

(単位：％，ポイント)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	14.24
連結実質赤字比率	—	—	—	19.24
実 質 公 債 費 比 率	6.4	7.6	△1.2	25.0
将 来 負 担 比 率	—	7.1	—	350.0

※ 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率は生じていないので、「—」で表示している。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計の実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す指標である。

実質赤字額を標準財政規模と比較して示すことにより、その赤字の深刻度を把握するもので、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質収支額（マイナスの場合のみ）}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計の実質赤字比率は第2表のとおりで、令和2年度の実質収支額は5億5,600万3千円の黒字で、前年度と比較すると1億5,129万1千円(37.4%)増加している。

令和2年度の実質赤字比率は、前年度と同様に実質赤字額が生じていないため算定されない。

第2表 一般会計の実質赤字比率

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
実 質 収 支 額	556,003	404,712	151,291
標 準 財 政 規 模	6,485,782	6,280,365	205,417
実 質 赤 字 比 率	— (△8.57%)	— (△6.44%)	— (△2.13ポイント)

※ 1 実質赤字比率が生じていない場合は「—」で表示している。

2 () 内の数値は、実質収支額が黒字の場合に標準財政規模に対する割合を参考として記載し、負の値で表示している。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に占める割合を表す指標である。

すべての会計の赤字、黒字の額を合算し、町全体の収支における資金不足の深刻度を把握するもので、算定式は次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{C}{D}$$

令和2年度の連結実質赤字比率は第3表のとおりで、連結実質収支額は12億6,659万5千円の黒字で、前年度と比較して2億8,877万1千円(29.5%)増加している。主な要因は一般会計及び水道事業会計の実質収支額が増加したことによるものである。

令和2年度の連結実質赤字比率は、前年度と同様に連結実質赤字額が生じていないことから算定されない。

第3表 連結実質赤字比率

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和元年度	増 減
一般会計の実質収支額 A	556,003	404,712	151,291
その他の会計の資金不足額又は資金剰余额の計 B	710,592	573,112	137,480
国民健康保険特別会計	56,453	17,462	38,991
介護保険特別会計	70,348	78,832	△8,484
後期高齢者医療特別会計	451	562	△111
公共下水道事業特別会計	130	390	△260
水道事業会計	583,210	475,866	107,344
合 計 (A+B) C	1,266,595	977,824	288,771
標準財政規模 D	6,485,782	6,280,365	205,417
連結実質赤字比率	— (△19.52%)	— (△15.56%)	— (△3.96ポイント)

- ※ 1 「その他の会計の資金不足額又は資金剰余额」について、黒字の場合は資金剰余额を、マイナス「△」の場合は資金不足額を示している。
- 2 実質収支額及び資金不足・剰余额の合計が黒字の場合は、連結実質赤字比率は「—」で表示している。
- 3 () 内の数値は、連結実質収支額が黒字の場合に標準財政規模に対する割合を参考として記載し、負の値で表示している。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に占める割合を過去3か年の平均値で表す指標である。

この比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を削減しないと、収支が悪化し、赤字団体になる可能性が高くなる。

算定式は次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率（単年度）E} = \frac{A + B - C}{D - C}$$

令和2年度の実質公債費比率は第4表のとおり6.4%で、前年度と比較して1.2ポイント減少している。この主な要因は、算出の分子のうち地方債の元利償還金（公債費充当一般財源額）が減少したことから、単年度で算出した実質公債費比率は増加したものの、平成29年度の実質公債費比率（単年度）が9.34%と高かったため、3か年平均では減少したものである。

なお、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

第4表 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分	令和2年度 (ア)	令和元年度 (イ)	平成30年度 (ウ)	比較 (ア)－(イ)
地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源額) A	907,117	936,540	1,076,485	△29,423
準元利償還金 B	315,124	315,871	359,437	△747
基準財政需要額に算入された 公債費及び準公債費 C	915,725	961,631	999,023	△45,906
標準財政規模 D	6,485,782	6,280,365	6,273,642	205,417
実質公債費比率（単年度）	5.50%	5.47%	8.28%	0.03ポイント
実質公債費比率（3か年平均）	6.4%	7.6%	9.4%	△1.2ポイント

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合を表す指標である。

この比率が高い場合は、一般財政規模に比べ高いということであり、今後実質公債費比率が高くなり、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなる。

算定式は次のとおりである。

$$\text{将来負担比率 } N = \frac{(A \sim H \text{ の計}) - (I \sim K \text{ の計})}{M - L}$$

令和2年度の将来負担比率は第5表のとおり、将来負担額から充当可能な財源を差し引いた額が前年度に比べ11億43万7千円減少している。この主な要因は、「地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額」が11億8,004万2千円増加したためである。

令和2年度の将来負担比率は、充当可能な財源の額が将来負担額を上回ったことから算定されない。

第5表 将来負担比率

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
将来負担額（A～Hの計）①	14,471,545	14,993,229	△521,684
A 一般会計に係る地方債の現在高	9,578,115	9,330,442	247,673
B 債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0
C 一般会計以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計からの繰入見込額	3,729,938	4,427,543	△697,605
D 組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	435,597	461,557	△25,960
E 退職手当支給予定額に係る一般会計負担見込額	727,895	773,687	△45,792
F 設立法人の負債の額等に係る一般会計負担見込額	0	0	0
G 連結実質赤字額	0	0	0
H 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計負担見込額	0	0	0
充当可能財源等（I～Kの計）②	15,953,235	14,611,976	1,341,259
I 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	4,008,794	2,828,752	1,180,042
J 地方債の償還等に充当可能な特定の収入	0	0	0
K 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	11,944,441	11,783,224	161,217
M 標準財政規模 ③	6,485,782	6,280,365	205,417
L 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費 ④	915,725	961,631	△45,906
①－②	△1,481,690	381,253	△1,100,437
③－④	5,570,057	5,318,734	251,323
N 将来負担比率	— (△26.6%)	7.1	— (△33.7ポイント)

※ () 内の数値は、充当可能な財源が将来負担額を超える場合に、当該超える額の標準財政規模に占める割合を参考として記載し、負の値で表示している。

2 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計の資金不足を、料金収入の規模と比較して、その割合を表したもので、経営状況の深刻度を示すものである。この資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化団体となり、経営の健全化の手続きがとられることになる。

算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額A（流動資産－流動負債－算入地方債）}}{\text{事業の規模B（営業収益の額－受託工事収入の額）}}$$

第6表 資金不足比率

(単位：％，ポイント)

区 分		令和2年度	令和元年度	増 減	経営健全化基準
法適用 企 業	水道事業会計	—	—	—	20.0
法非適用 企 業	公共下水道事業 会 計	—	—	—	20.0

※ 資金不足が生じていない場合は、「—」で表示している。

(1) 水道事業会計

水道事業会計の資金不足比率は第7表のとおり、資金剰余額は5億8,321万円で、前年度と比較すると1億734万4千円増加している。資金不足額は発生していないため資金不足比率は算定されない。

第7表 水道事業会計の資金不足比率

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
資金不足額（△資金剰余額） A	△583,210	△475,866	△107,344
ア 流動資産	679,651	592,620	87,031
イ 流動負債	96,441	116,754	△20,313
ウ 算入地方債	0	0	0
事業の規模 B	379,168	376,517	2,651
エ 営業収益の額	379,168	376,517	2,651
オ 受託工事収入の額	0	0	0
資 金 不 足 比 率	— (△153.81%)	— (△126.38%)	— (△27.43ポイント)

- ※ 1 「資金不足額 A」が△の場合は、資金剰余額を示している。
2 資金不足比率が生じていない場合は、「—」で表示している。
3 () の内の数値は、資金不足が生じていない場合に資金剰余額の事業規模に対する割合を参考として記載し、負の値で表示している。

(2) 公共下水道事業会計

公共下水道事業会計の資金不足比率は第8表のとおり、資金剰余額は13万円で、前年度と比較すると26万円減少している。資金不足額は発生していないため、資金不足比率は算定されない。

第8表 公共下水道事業の資金不足比率

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
資金不足額(△資金剰余額) A	△130	△390	260
ア 歳入額	1,076,640	1,128,334	△51,694
イ 歳出額	1,076,510	1,127,944	△51,434
ウ 算入地方債	0	0	0
事業の規模 B	605,023	592,256	12,767
エ 営業収益の額	605,023	592,256	12,767
オ 受託工事収入の額	0	0	0
資 金 不 足 比 率	— (△0.02%)	— (△0.06%)	— (0.04ポイント)

- ※ 1 「資金不足額 A」が△の場合は、資金剰余額を示している。
2 資金不足比率が生じていない場合は、「—」で表示している。
3 () の内の数値は、資金不足が生じていない場合に資金剰余額の事業規模に対する割合を参考として記載し、負の値で表示している。

3 総括意見

(1) 健全化判断比率

- ア 実質赤字比率は、実質赤字額が生じていないため、算定されていない。
- イ 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じていないため、算定されていない。
- ウ 実質公債費比率は6.4%で、前年度より1.2ポイント向上している。
- エ 将来負担比率は、将来負担額に対して充当可能な財源の額が上回っていることから算定されていない。

(2) 資金不足比率

令和2年度決算に基づく資金不足比率は、水道事業会計及び公共下水道事業特別会計いずれも資金不足額が生じていないため、算定されていない。

以上のとおり、健全化判断比率は早期健全化基準を下回り、資金不足比率は経営健全化基準を下回っている。